

第2部

プロジェクト・レベルの評価



2006年度個別案件評価の概況

JICAは、事前から事後までの一貫した評価体制のもと、個別案件の評価を実施しています。この章では、2006年度実施した事前・中間・終了時・事後の各段階¹での評価結果（要約）の事例を紹介します。なお、2006年度に実施した事前評価104件、中間評価49件、終了時評価81件、

事後評価25件の計259件を一覧表に取りまとめ、巻末に資料として収録しました。また、JICAでは2003年度からホームページで迅速に評価結果を公表する体制を導入しており、これらの評価結果の要約はJICAのホームページに順次掲載されています。

事前評価の例

I プロジェクトの概要

- 国名：ベトナム
- プロジェクト名：ハノイ交通安全人材育成プロジェクト
- 分野：運輸交通
- 援助形態：技術協力プロジェクト
- 所轄部署：ベトナム事務所
- 協力金額（日本側）：約3.89億円
- 協力期間：2006年7月～2009年3月
- 先方関係機関：ハノイ市人民委員会（公共事業局、交通警察部、交通安全委員会²）、公安省人民警察学院、交通運輸省研修センター
- 日本側協力機関：警察庁



協力により改善されたモデル交差点で交通整理をする警察官

通取り締まり、交通安全広報活動を組み合わせた総合的な交通安全キャンペーンの実施を予定している。

1. 協力の概要

本プロジェクトでは、首都ハノイ市の交通安全の向上をはかるため、交通取り締まり³、交通技術⁴、交通安全教育⁵の3つの観点から、ハノイ市の交通安全対策（改善案）をモデル事業として実施・検証するとともに、同事業の成果もふまえ短期研修コースを立ち上げ、ハノイ市の交通安全を担う行政職員の能力向上をはかる。モデル事業では、オートバイ社会というベトナムの特殊事情をふまえ、自動車・オートバイの分離車線の導入や左折・直進を分離する矢印つき信号機の導入等の施設改善をはかるとともに、交

2. 協力の必要性・位置づけ

(1) 現状と問題点

ベトナムでは、1986年の刷新（ドイモイ）政策が取られて以後、急速に経済を成長させてきた。これにともない、交通量も年々増大し、交通事故は増加の一途をたどった。2001年には交通事故死者数で全国1万人を越え、2002年には1万3000人というピークを記録した。その約96%が道路交通事故である。

首都ハノイ市では、近年交通安全対策を強く推進するなかで、交通事故数については減少してきているが、交通

1. 各段階の評価の定義は、第1部第1章（p.11）を参照。
2. ハノイ市交通安全委員会は、ハノイ市人民委員会副委員長を議長とし、公共事業局、警察局、教育訓練局の代表者から構成されており、交通安全対策のための政策の審議や関係機関の調整を担っている。事務局は公共事業局に設置されている。
3. わが国では、交通警察官が交通規制・取り締まりの任を負っているが、ベトナムでは、通行車両の交通規制・取り締まり、事故分析等は交通警察官、駐停車違反車両の取り締まり・過積載の取り締まり等については交通監査官が担当し、交通警察官・交通監査官の両方で交通安全にかかわる法規制の実施を担っている。
4. 適切な交通施設（道路、交差点）の設計、道路交通全体の管理・運用等の技術。
5. 交通安全教育は、小中学校を対象とした教育のほか、ドライバーへの再訓練や市民への啓発活動を広く含むものであり、本プロジェクトでは、市民・ドライバーへの啓発活動に重点を置くことを予定している。

事故死亡者数は1999年以降急増し、2002年に532名とピークに達したのち、横ばいのままである。オートバイ、自動車、自転車などさまざまな交通手段が渾然として交じり合うなか、ドライバーの交通マナーの悪さと相まって、交通環境は極めて劣悪な状況にある。こうしたハノイ市の交通環境に対し、世界銀行や国際協力銀行（JBIC）によるハノイ市内の道路インフラ整備事業により信号機や立体交差が徐々に整備されつつあるが、交通施設の整備から道路利用者や沿道住民の安全意識の向上、効率的な取り締まりまでの、より総合的な対応が求められており、交通安全を担う行政職員の能力向上が強く必要とされている。

これまでJICAは、「ハノイ市における道路交通安全にかかる基礎調査（2003～2004年度）」、「交通安全強化促進プログラム（2001年度、2003～2004年度）」を通じて、ハノイ市の交通安全状況調査とモデル事業の実施・検証を行い、交通安全に資するひとつの改善モデルを提示した。こうした実績をふまえ、ベトナム政府はハノイ市を対象とし、交通安全を担う行政職員の能力向上にかかわるプロジェクトをわが国に要請してきたものである。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

ベトナム政府は、交通安全を国家の喫緊の課題ととらえ、1997年に、中央に国家交通安全委員会、地方省ごとに交通安全委員会を設立し、交通安全対策への取り組みを強化している。2002年には、首相決議により、交通インフラの整備、交通取り締まりの強化、交通安全啓発活動等を含む包括的な取り組みの強化が指示され、特に、ハノイ市・ホーチミン市における交通事故の減少・交通渋滞の緩和は、第一の優先課題とされている。本プロジェクトは、こうしたベトナム政府の方針に合致する。

(3) 日本の援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

わが国の国別援助計画において、運輸交通セクターは成長促進を支える重点分野とされ、そのなかで交通安全は「運輸交通安全支援」として重点項目に位置づけられており、本プロジェクトはその趣旨に合致する。

また、JICA 国別事業実施計画の運輸交通セクターにおいては「交通安全にかかる支援を拡充する」としており、本プロジェクトはその趣旨に合致する。

3. 協力の枠組み

(1) 協力の目標（アウトカム）⁶

1) 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）

ハノイ市における交通安全対策が改善される。

〔指標〕交通安全対策の改善（交通警察官・交通監査官による交通規制・交通取り締まり活動の改善、交通安全啓発活動の定期化等）

2) 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）

ハノイ市において道路交通状況が改善される。

〔指標〕交通事故数、交通事故死者数・負傷者数の減少、ハノイ市民の交通マナーの向上度（交通違反のモニタリング調査）

(2) 成果（アウトプット）⁷と活動

成果1：ハノイ市で交通安全対策にかかわる立案、実施、評価の体制が確立される。

〔指標〕①カウンターパートの計画どおりの配置、②ハノイ市の交通安全対策の策定および改定、③ハノイ市の人材育成計画の策定および改定

〔活動〕①プロジェクトの実施体制を確立する。②ハノイ市の交通安全にかかる課題および改善点を整理する。③ハノイ市の総合的な交通安全対策を策定する。④ハノイ市の交通安全人材育成計画を策定する。⑤モデル事業の評価結果をふまえて上記の対策の見直しをはかる。

成果2：ハノイ市交通警察部の交通警察官の交通取り締まり（交通規制・取り締まり）能力が向上する。

〔指標〕①交通警察官の研修カリキュラム、②交通警察官の研修用教材の数、③育成された講師の数（40名）、④研修を受けた交通警察官の数（120名）、⑤制度・規則の改善提案

〔活動〕①交通安全改善のためのモデル事業⁸の立案・実施・評価を行う。②交通警察官の研修プログラム（交通取り締まり）のカリキュラムを開発する。③交通警察官の研修プログラム（交通取り締まり）の教材を開発する。④実地訓練を通じて講師を育成する。⑤研修、セミナーの実施・評価・改善を行う。

成果3：ハノイ市公共事業局の交通監査官の交通取り締まり（交通規制・取り締まり）に関する能力が向上する。

〔指標〕①交通監査官の研修カリキュラム、②交通監査官の研修用教材の数、③育成された講師の数（30名）、④研修を受けた交通監査官の数（90名）、⑤制度・規則の改善提案

〔活動〕①交通安全改善のためのモデル事業⁸の立案・実施・評価を行う。②交通監査官の研修プログラム（交通取り締まり）のカリキュラムを開発する。③交通監査官の研修プログラム（交通取り締まり）の教材を開発する。④実地訓練を通じて講師を育成する。⑤研修、セミナーの実施・評価・改善を行う。⑥国家交通安全

6. 具体的な指標・目標値についてはベースライン調査で設定し、モニタリング調査により測定する。

7. 講師数および研修人数以外の指標・目標値については、ベースライン調査で設定する。

8. モデル事業は、交通取り締まり、交通技術、交通安全教育・啓発活動を含む1つの総合的な交通安全キャンペーンとして実施する。

委員会に対して、制度・規則の改善を提案する。

成果4：ハノイ市公共事業局職員の交通技術（交通管理・交通技術）に関する能力が向上する。

〔指標〕①交通技術者の研修カリキュラム、②交通技術者の研修用教材の数、③育成された講師の数（15名）、④研修を受けた交通技術者の数（90名）、⑤制度・規則の改善提案

〔活動〕①交通安全改善のためのモデル事業⁸の立案・実施・評価を行う。②ハノイ市公共事業局職員の研修プログラム（交通技術）のカリキュラムを開発する。③ハノイ市公共事業局職員の研修プログラム（交通技術）の教材を開発する。④実地訓練を通じて講師を育成する。⑤研修、セミナーの実施・評価・改善を行う。⑥国家交通安全委員会に対して、制度・規則の改善を提案する。

成果5：ハノイ市交通安全委員会職員の交通安全教育・啓発活動に関する能力が向上する。

〔指標〕①交通安全教育・啓発活動用事例集・マニュアルの数、②育成された中核を担う職員の数、③制度・規則の改善提案

〔活動〕①交通安全改善のためのモデル事業⁸の立案・実施・評価を行う。②実地訓練を通じてハノイ市交通安全委員会の担当職員を育成する。③国家交通安全委員会に対して制度・規則の改善を提案する。④テレビ、ラジオ、新聞等を活用して広報活動を行う。

(3) 投入（インプット）

日本側

1) 短期専門家派遣：チーフアドバイザー／交通安全計画、交通管理計画／交通施設計画、交通規制・取り締まり計画、交通安全教育、交通安全広報活動、研修計画／モデル事業計画

2) 研修員受入⁹：年間3～5名程度

3) 供与機材：研修用機材、事務機器等

4) 現地業務費：研修／セミナー開催費用、研修教材製作費用、交差点・道路の改良工事費、広報活動費用等

ベトナム側

1) カウンターパートの配置

2) 執務室および研修会場の提供と光熱費等維持関連費用

3) 研修費用等必要な予算の確保

(4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

●ハノイ市の交通安全対策実施のための適切な予算が確保される。

●本案件で開発された研修プログラムを活用して、ハノイ市が研修を継続する。

●ハノイ市交通安全委員会が国家交通安全委員会と連携し、プロジェクトによる制度・規則の改善提案を推進する。

●訓練を受けるカウンターパートが同じ職場にとどまる。

●国家交通安全委員会および関連機関の積極的な支援が確保される。

II 評価結果の概要

1. 評価結果の要約

(1) 妥当性

本案件は以下の理由から妥当性は高いと判断される。

●ベトナム政府国家政策、わが国の国別援助計画およびJICA国別事業実施計画に合致している。

●本プロジェクトが目的とする交通規制・取り締まり、交通技術、交通安全教育に関する行政職員の能力向上は、交通安全に対する取り組み経験の乏しいベトナムにとり、早急に改善すべき課題であり、ベトナム側のニーズに合致している。特に、交通警察官、交通監査官、交通技術者については、それぞれのニーズに合わせた研修を行う。

(2) 有効性

本案件は以下の理由から有効性が見込まれる。

●交通安全では、交通取り締まり、交通技術、交通安全教育の個々に対策を講じるのではなく、相互に連携した総合対策が不可欠である。本プロジェクトは、これらの分野でそれぞれのニーズに合わせて支援を行うとともに、モデル事業の実施を通じて、各関係機関が連携し総合的な交通安全対策を講じることで、効果的な交通安全対策を実施する能力を高めることができる。

●本プロジェクトでは、協力期間内に、交通警察官の160名（全職員数の約2割）、交通監査官の120名（約4割）に対する研修を予定しており、管轄区域ごとに編成された交通警察チームから偏りなく研修員を募ることで、チームの中核となる人材の育成が見込まれる。交通技術についても105名の研修を予定しており、ハノイ市公共事業局の担当職員（約30名）だけではなく、公共事業局傘下の関係機関も含めた幅広い人材の育成が見込まれる。以上のことから、協力期間内に必要な数の人材が育成されると考える。

(3) 効率性

本案件は以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

●研修コースで使用する教材は、研修内容をモジュール化することで、交通警察官、交通監査官、交通技術者

8. モデル事業は、交通取り締まり、交通技術、交通安全教育・啓発活動を含む1つの総合的な交通安全キャンペーンとして実施する。

9. プロジェクトの運営あるいは講師となるカウンターパートに対し、ベトナムでのよい手本となる交通安全対策が学べるよう、日本の実例を学ぶ機会を研修として行うことを予定している。

の3者で可能な限り共有できるものとして作成する。また、公安省人民警察学院、交通運輸省研修センターから協力を得ることで、経験豊富な講師と既存の教材を活用でき、効率的な人材育成を可能とするよう配慮している。

(4) インパクト

本案件のインパクトは、以下のように予測できる。

- ハノイ市の交通安全対策の立案・実施・評価の能力向上を実現するには、プロジェクト終了後もハノイ市が関係職員を対象とする研修活動を継続実施していくことが必要である。また、中核となる講師の育成と講師用マニュアルを整備することは、その継続実施を支援し上位目標の達成の側面支援に寄与する。

(5) 自立発展性

本案件は以下の理由から自立発展性が見込まれる。

- 本プロジェクトでは、ハノイ市の交通安全を担う行政職員を講師として養成することから、協力終了後も研修事業の継続に必要な人材の確保が可能である。さらに講師育成のためのマニュアル整備も行うことで、自立的な研修の実施を可能とするしくみを整備している。
- 本プロジェクトの研修は研修講師および研修会場もハノイ市の人材・施設を活用し、業務の一環として実施されることから、研修の継続にあたっては、特段大きな費用負担は生じない。また、公共事業局では交通監査官の研修費用を例年確保しており、プロジェクト終了後も引き続き手当てされることや、交通警察部も費用の手当てを言明していることから、財政的にも研修

の継続実施については、支障はないものと考えている。

- ハノイ市では、ベトナム政府とドナーが共同して交通安全対策に関わる取り組みを活発に実施しており、本プロジェクトの成果もこれらの取り組みと統合され、発展する可能性が期待される。こうしたことから、ハノイ市の交通安全対策の立案・実施・評価に対する政策支援は、プロジェクト終了後も期待できる。

2. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

交通安全教育・啓発活動にあたっては、高齢者および児童をはじめとする交通弱者の保護に配慮したものとす。また、研修講師および研修対象者については、可能な限りジェンダーバランスにも配慮したものとす。

3. 過去の類似案件からの教訓の活用

ベトナム「交通安全強化促進プログラム」

交通安全については関係者が多岐にわたり、その連携が不可欠であることから、関係者間で合意プロセスに留意したプロジェクト運営を行う必要がある。本プロジェクトでは、関係機関を合同調整委員会やプロジェクト運営委員会の構成員とすることで、関係者による合意プロセスを協力の活動過程に取り込むものとしている。

4. 今後の評価計画

中間評価：協力開始後1年後をめどに実施予定

終了時評価：協力終了の約6ヶ月前に実施予定

事後評価：協力終了後3年後に実施予定

中間評価の例

I プロジェクトの概要

- 国 名：エルサルバドル
- プロジェクト名：耐震普及住宅の建築普及技術改善
- 分 野：防災
- 援助形態：技術協力プロジェクト
- 所轄部署：地球環境部第三グループ
- 協力期間：2003年12月～2008年11月
- 先方関係機関：公共事業省住宅都市開発庁、中米大学、エルサルバドル国立大学、エルサルバドル開発普及住宅財団
- 日本側協力機関：独立行政法人 建築研究所

1. 協力の背景

2001年1月、2月にエルサルバドルで相次いで起こった地震は、傾斜地の大規模な崩壊、家屋等建築物の倒壊、損壊を中心に同国に甚大な被害をもたらしたが、被災住宅の



耐震普及モデル住宅を施工する施工技術研修員

60%は、最低賃金の2倍に満たない収入によって生活している貧困層の住宅である。

2001年3月には、JICA メキシコ事務所および個別専門家チーム派遣「南南協力強化支援」との共催で、日本・メキシコ連携南南協力案件形成ワークショップがサンサルバドル市にて開催され、エルサルバドルおよびメキシコから

地震・防災関係専門家らが参加し、問題分析を行った。

この結果を受けてエルサルバドル政府は、当該分野の協力において高い評価を得ているわが国に対して、低所得者層向け普及住宅の①耐震性能の実証、②耐震建築技術の改善、③技術の普及をコンポーネントとする技術協力プロジェクトを要請してきた。プロジェクトは、南南協力の枠組みでメキシコからの協力を得つつ、2003年12月より5年間の予定で実施されている。

2. 協力の枠組み

(1) 上位目標

低所得者層の地震被害が軽減される。

(2) プロジェクト目標

低所得者向け普及住宅の耐震性が改善される。

(3) 成果（アウトプット）

成果1：普及住宅の耐震性実験のための設備と、実験実施体制が整備される。

成果2：実施機関の研究者、技術者が耐震実験技術を習得し、普及員の普及能力が向上する。

成果3：耐震普及住宅モデルが完成する。

成果4：耐震普及住宅モデルの普及システムが確立する。

成果5：低所得者層において耐震普及住宅の建築が促進される。

(4) 投入（評価時点）

日本側

- 1) 短期専門家派遣：17名(日本人4名、メキシコ人13名)
- 2) 研修員受入：17名
(日本での研修4名、メキシコでの研修13名)
- 3) 機材供与
- 4) ローカルコスト負担

相手国側

- 1) カウンターパート配置
- 2) 施設供与

II 評価調査団の概要

団長／総括

三村 悟 JICA 地球環境部第三グループ防災チーム チーム長

協力企画

野村 陽子 JICA 地球環境部第三グループ防災チーム ジュニア専門員

評価分析

古谷 典子 グローバル・リンク・マネージメント株式会社 研究員

通訳

前山 真吾 財団法人日本国際協力センター

調査期間：2006年11月4日～2006年11月20日

評価の視点：

- プロジェクトの実績と実施プロセスから見て、計画

ほどの程度達成されたか。

- プロジェクトの実施に影響を及ぼしている促進・阻害要因は何か。
- プロジェクト後半の活動に向けて、改善すべき問題点や課題は何か。

III 評価結果の概要

1. 実績の確認

(1) プロジェクトの成果（アウトプット）

成果1：ほぼ達成されている。耐震実験機材に関しては、適切に据え付けられ、管理状態もよく、実験に十分に活用されており、運営人員も配置されている。また、運営マニュアルは、改訂のうえ正式なものとしてすでに存在している。

成果2：成果2は達成されつつある。現在約20名が研修を受けて耐震実験技術を習得しつつあり、プロジェクト終了までには、独自に実験が行える段階にまで達することが見込まれる。また、普及に関しては、メキシコで実施された研修に5名が参加した。さらに、この5名を含む30人がエルサルバドルにて研修を受けている。

成果3：4つのモデルのうち、ブロックパネル工法に関しては、耐震実験を終え、普及住宅モデルが完成している。アドベ工法に関しては6割方できている。ソイルセメントについては、着手したばかりである。

今後は、より効率的に耐震実験を行えることが期待できること、また、各工法の実験を同時並行して進めていくなど、スケジュールの効率化がはかられているという実態もあり、残り期間に残る3工法に関する普及住宅モデルが完成することが見込まれる。

成果4：着実に進捗しており、プロジェクト終了時までに達成されると見込まれる。現在、ブロックパネルのモデル住宅が2軒建設され、技術者向けと住民向けの2種類の普及用マニュアルが完成している。加えて、建設プロセスを撮影内容とするビデオを現在作成中である。

また、地域住民の中から一定の資格条件のもと選ばれた建設作業員20人が、住民レベルの普及グループとして結成され技術指導を受けている。将来的には、彼らが普及員としての役割を果たし、より多くの住民に普及住宅建設のノウハウを伝えていくことになる。一方、研究者・技術者・普及員からなる普及グループも結成され、普及のための技術指導による能力強化がはかられている。

成果5：プロジェクト終了時までに達成が見込まれる。耐震普及住宅の建設促進のため、住宅都市開発庁が「耐震住宅普及パイロットプログラム」を今後策定することがプロジェクトの流れとして計画されている。一方、

米州開発銀行（IDB）支援により今年度予算で建設予定の普及住宅600軒に関して、中間評価調査時に、住宅都市開発庁副大臣のイニシアティブにより、少なくとも300軒以上を本プロジェクトにより開発されたブロックパネル工法にて建設するという方向性が具現化した。これは、実質的に「耐震住宅普及パイロットプログラム」を実現できるものである。

(2) プロジェクト目標

終了時までには達成されることが見込まれる。

まず、ブロックパネル工法のモデル住宅における実地研修では、住民、技術者レベルを含めて約60名が参加した。協力期間の半ばにあって目標値である400名の半分に達していないが、残る工法については、最初の工法実験における不慣れを克服し、進捗のペースが加速化されることが期待され、さらに、カウンターパートの意欲も高いことから、当初の目標値が達成される見込みである。また、ドイツのNGOの支援により、本プロジェクトの各工法でそれぞれ最低2軒ずつ、合計50軒の普及住宅が建設される予定である。さらに、プロジェクト終了までに、実験室管理運営政策を決定し改善していく普及住宅委員会が設立される必要があるが、インタビューしたカウンターパートは、自分自身がそのメンバーになる可能性を自覚しており、前向きな状況が観察されている。

(3) 実施プロセスの確認

- 時間および実験棟を有効かつ効率的に使用するため、各工法が並行して実験を進めるなどの工夫がなされ、目標達成をめざして、実態に合わせたスケジュールの変更が行われている。
- カウンターパートが専任ではなく兼任であることから、本来業務との両立において時間の捻出が容易ではない。
- 他の研究グループの活動状況について、情報の共有が必ずしも十分でなかった。しかしながら、各工法の研究者グループ間の交流促進については、実験棟の使用マニュアルの中にこの促進が示される予定であり、改善のためのアクションが現在開始されている。
- 政府、NGO、私立大学、国立大学というそれぞれ立場の異なる4つの機関が有機的に協働している。

2. 評価結果の要約

(1) 妥当性

妥当性はきわめて高い。2006年7月にエルサルバドルと日本との政策協議のなかで合意された5つのイニシアティブのひとつとして防災が位置づけられており、政策的なプライオリティが高いこと、地震頻発国であるエルサルバドルにおいてターゲットグループとして位置づけられている低所得者層住民が暮らす家屋の耐震性を高めることは、き

わめて大きなニーズであること、日本のエルサルバドルに対する援助重点分野のひとつに「防災体制の強化」があり日本の援助政策と合致していることなどがその理由である。

(2) 有効性

中間評価時点においては、プロジェクト目標がプロジェクト終了時までには達成される見込みは高く、設定された5つすべての成果がプロジェクト目標達成に向けて貢献していることから、有効性は高いと判断できる。

(3) 効率性

プロジェクトの効率性は高い。日本およびエルサルバドル両国による投入は、期待される成果を産出するためにおおむね必要かつ十分なものであり、プロジェクトは当初期待した成果を十分に達成しつつあること、また、メキシコでの研修やメキシコ人専門家の派遣など同一言語を使用する周辺国との南南協力の効果も出ていることがその理由である。

(4) インパクト

インパクトは大きいことが見込まれる。たとえば、IDB支援による低所得者の住宅建設にかかわる国家プログラムにおいて、本プロジェクトで開発されたブロックパネル工法が用いられることになり、少なくとも300軒以上の住宅建設が、今年度予算にて建設されようとしている。この事実は、上位目標の達成見込みの高さを示す有力な根拠である。また、建築基準法の改訂や新たな建築法の策定により、政府が認可・承認制度を設ける動きもあることから、これらが実現された場合、耐震住宅の普及へとつながる。

なお、負のインパクトは特に観察されなかった。

(5) 自立発展性

自立発展性は、現時点においては以下のとおり一定の条件が満たされることを前提に確保されると見込まれる。

組織的自立発展性

カウンターパートである4機関それぞれの組織は、実績のある安定した存在であり、組織的自立発展性は高い。

財政的自立発展性

以下のような点が今後実現されるならば、財政的自立発展性は高まる。

- 建築基準法の改訂や新たな建築法の策定により、政府が認可・承認制度を設けることで、住宅事業者自らの資金負担により耐震性のある住宅普及を促進する。
- 大学の実験装置の維持・活用のため、上述の法改正に整合させる形で、実験室で耐震性が証明された住宅会社に証明書を発行するサービスを提供することにより資金捻出をはかる。
- 今後の研修を継続できるよう市町村との協力を強化する。
- 住民個人が家屋を建てる際の資金の捻出方法については、本プロジェクトによる工法で建設する住民が既存の財政的支援を利用できるよう努力する。

技術的自立発展性

研究者レベルにおいては、本プロジェクトにより育成された修士、博士レベルの人材が中心となり、大学で新たな専門的人材の育成が予定されている。また、住民レベルに技術が定着していく手段として、住民への技術研修のあとに一定のモニタリングも予定されており、研修受講者がさらなる普及員となることが期待されている。ただし、モニタリングは研修を受けた住民からの要請があれば応じるという形態となっていることから、着実なモニタリング体制に向けて、今後の検討の余地が残されている。

3. 効果発現の貢献・阻害要因

貢献要因として、日本人専門家とメキシコ人専門家が派遣によりエルサルバドルが持ち合わせていなかった分野の能力向上をはかったこと、同分野の学術的ネットワークが構築されたこと、異なる4機関が密に連携をはかっていることなどが挙げられる。プロジェクト目標達成を阻害した要因として特定されるものは存在しない。

4. 結論

プロジェクト目標の達成に向け、成果は着実に達成されつつある。当初、一部の活動に遅れが生じたものの、現在はスケジュールを実態に合わせて、より効率的に進められていることから、終了までに目標達成が見込まれる。評価5項目の観点からは、中間評価時点において、プロジェクトの妥当性は非常に高く、有効性も高い。効率性もおおむ

ね高いと判断され、インパクトは大きいことが見込まれている。自立発展性に関しては、現時点では、一定の条件が満たされれば確保されることが見込まれる。

5. 提言

プロジェクト目標を達成するために、協力期間の後半に以下の行動を起こすことを提言した。

- 兼任のカウンターパートの負担を軽減し、同時に人材育成をはかるため、すでに存在している大学の社会奉仕制度を強化するよう大学に働きかけること。
- 実験準備や工法ごとの実験に必要な期間を考慮し、実態に合わせて活動計画表とPDM上の活動の修正を行い、関係者間で確認すること。
- 現行PDM上に示された指標を明確化すること。
- 上位目標の指標に関して今後関係者間で議論を深め、必要に応じて修正すること。
- 各工法の研究グループ間で情報を共有できるよう、一層の交流促進の努力を行うこと。
- 合同調整委員会で率直な意見交換が推進される環境づくりを行うこと。
- 建築基準に関する法制度の整備や国家的なプログラムの実現に関する動向を注視し、その実現を促進するための努力を行うこと。
- 住宅普及に関する会合や活動に、普及住宅建設にかかわる民間業者やNGOの参加を促すこと。
- より一層の広報努力を行うこと。

終了時評価の例

I プロジェクトの概要

- 国名：中国
- プロジェクト名：リハビリテーション専門職養成プロジェクト
- 分野：障害者支援
- 援助形態：技術協力プロジェクト
- 所轄部署：人間開発部第二グループ
- 協力金額：7.0億円
- 協力期間：2001年11月～2006年10月
- 先方関係機関：中国障害者連合会、中国リハビリテーション研究センター
- 日本側協力機関：国際医療福祉大学、国立身体障害者リハビリテーションセンター、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会
- 他の関連協力：肢体障害者リハビリテーション研究センター設備計画（無償資金協力）、肢体障害者リハビリテーション（プロジェクト方式技術協力）



日本人専門家の技術指導を受ける理学療法士（PT）

1. 協力の背景

中国では急速な経済発展と工業施設および交通量の増加により、労働災害・交通事故が急増し、身体障害者数は約6,000万人に達しているといわれている。このような状況のなか、中国衛生部により「総合病院リハビリテーション医療管理に関する規定」が制定され、大型総合病院を対象に、リハビリテーション科の設置と理学療法士、作業療法士の配置が義務づけられた。しかし、これらリハビリテーション従事者の不足が顕著となっており、人材養成とそれを担う講師陣の育成が急務となっている。

中国リハビリテーション研究センター（以下、センター）は、1980年代後半に中国障害者福祉基金会（中国障害者連合会の前身）と日本国政府の協力のもとにリハビリテーション分野の臨床、研究、教育を担う総合機関として開設され、リハビリテーション従事者の人材養成を行う基盤が整えられた。センターは積極的に中国全土においてリハビリテーション従事者に対し専門的な研修を実施してきたが、中国のリハビリテーション事業の需要を満たすには教育の質および量とも不十分である。

そこで、1997年、同センターおよび中国障害者連合会はセンター内にあらたに設置される養成学校に対する本プロジェクトの実施を日本国政府に要請した。これを受けて、2001年11月から5年間の技術協力プロジェクトが開始された。

2. 協力の枠組み

(1) 上位目標：

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）が中国全土でサービスを行う。

(2) プロジェクト目標：

国際基準に合った4年制教育を受けた質の高い理学療法士および作業療法士が養成される。

(3) 成果（アウトプット）

成果1：国際基準に合ったPT、OT 4年制教育のカリキュラムが作成される。

成果2：リハビリテーション医療の有能な教員が養成される。

成果3：教員の教育技術が向上する。

成果4：教育管理レベルが向上する。

成果5：教材および教育機器が整備される。

成果6：4年制教育が実施される。

(4) 投入（終了時までの投入予定を含む）

日本側

チーフアドバイザー派遣：延べ14名

長期専門家派遣：2名

短期専門家派遣：延べ23名

研修員受入：15名

機材供与

ローカルコスト負担

相手国側

人材配置：教員 121名、教育管理スタッフ 26名

施設提供

運営経費

管理人件費

II 評価調査団の概要

総括

渡辺 肇 JICA人間開発部第二グループ社会保障チーム長
リハビリテーション

赤居 正美 国立身体障害者リハビリテーション病院 副院長

人材育成

杉原 素子 国際医療福祉大学 保健学部長

評価企画

木下真理子 JICA 人間開発部第二グループ社会保障チーム

評価分析

監物 順之 中央開発株式会社海外事業部

通 訊

汪 泓 現地雇用通訳

調査期間：2006年5月14日～27日

評価の視点：

- ・技術協力期間の終了を控え、プロジェクト目標や成果はどの程度達成されたか。また、達成に至る実施プロセスや因果関係はどうだったか。
- ・残りの活動期間および協力終了後にとるべき措置は何か。

Ⅲ 評価結果の概要

1. 実績の確認

(1) 成果（アウトプット）の達成度

成果1：日本をはじめとする各国のカリキュラムおよび国際的に認められている基準に基づいて4年制カリキュラムが作成された。

成果2：協力開始前には、理学療法、作業療法を大学で教えることのできる修士号取得者はごく限られていたが、本プロジェクトにより理学療法、作業療法をはじめとする合計15名の教員が養成される見込みである。

成果3：視聴覚教材の効果的な利用などが一般化した。従来、概念すらなかった臨床実習については、さまざまな場面で日本人専門家の助言を得ながら実施している状況にあり、さらなる強化が望まれる。臨床実習の手法・ノウハウが中国側に定着したとは判断しがたく、引き続き専門家による指導が必要だと考えられる。

成果4：全般的には、カリキュラム、シラバスに基づいた授業運営がなされているが、一部シラバスどおりに実施されていない事例も見受けられる。また適切な教員評価を通じた教育の質向上についても改善の余地があり、今後の協力が必要な部分がある。

成果5：中国で初の理学療法、作業療法に特化した教科書19冊が完成し、必要な機材、教育機器についても十分整備されている。しかし、実際に教科書を使用した結果、現場から重複や不十分な点などの指摘を受けており、時期をみて改訂する必要がある。

成果6：2006年7月には38名の第1期生が卒業し、卒業後の進路も確保されている。また、定員を上回る応募があり、今後も継続的に4年制教育が実施され毎年40名程度の卒業生を輩出することが見込まれる。

(2) プロジェクト目標の達成度

本プロジェクトでは、首都医科大学との提携により、国際基準に合致した4年制のPT、OT教育課程を確立することを目標として、卒業生の数と教員の質を目標達成の指標に設定している。5年間のプロジェクトであり、調査時点では卒業生はまだ出ていないが、2006年夏に第1期生38名が卒業予定であり、財政的基盤にも問題はなため今後も継続的に4年制教育が実施される見込みである。一方、教育の質については、一部今後の協力が必要な部分がある。

2. 評価結果の要約

(1) 妥当性

中国政府は2002年に定めた戦略目標において、「2015年までに、障害者はだれでも必要なリハビリテーションサービスを楽しむ」という基本方針を掲げている。その一方で、リハビリテーション専門職の人材不足、リハビリテーション人材養成を行う教員の質・量の不足という問題を抱えている。そのなかで、本プロジェクトは教員養成の支援を行うものであり、ニーズは高いといえる。

日本では、プロジェクト発足後にODA大綱およびODA中期政策の見直しを実施され、「人間の安全保障」を重視する姿勢が打ち出された。社会的弱者支援のための人材養成をめざす本プロジェクトは、「人間の安全保障」の概念にも合致する。また、外務省の「対中国経済協力計画」（2001年）では、社会的弱者対策、人材養成への支援を掲げているが、本プロジェクトは、障害者、高齢者を含め社会的弱者の社会復帰に貢献するものであり、上記の流れにそったものといえる。

(2) 有効性

本プロジェクトの有効性は高いといえる。国際基準にそったカリキュラムによる教育を受けた38名が2006年夏に卒業すること、今後も継続的に卒業生が輩出されると予測されることから、プロジェクト目標は達成されたと判断される。しかし、教育内容、教員の質および量についてはさらに強化されるべきとの指摘がある。また、本プロジェクトの活動から得られた成果は、すべて目標達成に有効に貢献している。

(3) 効率性

日本側および中国側の投入は、すべてプロジェクト活動に有効に活用され、成果の発現に貢献している。成果はおおむね計画どおり達成されており、プロジェクトの効率性は確保されている。

なお、投入の量、質、タイミングについては、一部の機材に遅れがあったり、日本人専門家の派遣期間の制約によりチーフアドバイザーが数カ月ごとに交代したりするなど、中間評価において若干の問題点が指摘されたが、専門

家間での引き継ぎの徹底や反復派遣などの改善策がとられ、プロジェクト後半においてはおおむね問題はなかった。

(4) インパクト

上位目標達成に向けた中国障害者連合会の熱意は高く、地方における施設の整備と人材の育成を推進中である。今後、プロジェクトの成果を受け、毎年卒業生が輩出され人材育成がますます進み、上位目標達成に貢献すると思われる。ただし、スムーズな人材育成と地方への人材配置の具体化が課題となる。さらに衛生部、民政部系統のリハビリテーション施設との連携が、地方でのリハビリテーション普及のためには不可欠であるため、これら関係機関と調整を行っていくことが必要である。

また、その他の波及効果として、中国政府によるリハビリテーション治療師の国家資格導入の動きがあるほか、いくつかの大学や専門学校にリハビリテーション医学関連コースの設置や強化の動きがひろがり、本プロジェクトで作成されたカリキュラムが参考にされたり、教材が使われたりしていることなどが挙げられる。なお、マイナスのインパクトは予測されない。

(5) 自立発展性

自立発展性はかなり高いと判断されるが、教材の見直しや教員能力の向上、教育機関としての教育管理面の強化に関し、中国側は引き続き努力を継続する必要がある。

政策面：中国政府は、現在センターに併設されているリハビリテーション医学院の拡張のための用地を確保している。また、リハビリテーション治療師の国家資格導入の準備作業を開始している。

組織面：センターは、中国障害者連合会の直属事業組織としてすでに20年近い歴史をもち（1988年設立）、中国国内最大の近代的障害者リハビリテーションの治療・研究機関として、組織能力は十分にあると思われる。また、リハビリテーション医療技術を中国全土に普及させるため、人材養成では中心的役割を果たしている。ただし、大学教育機関としての歴史は浅く、教育管理能力強化が望まれる。当面はシラバス、実習計画、担当教員の配置などは改善を重ねる必要がある。

財政面：センターでは、リハビリテーションに関わる治療（臨床業務）が順調に行われており、収益もあげている。収益額と本プロジェクトに対する経費負担を比較すると収益額が大きい。したがって、財政的自立発展性を確保できる可能性が高いと考えられる。プロジェクト期間中も、中国側は経費予算の確保に努力しており、機材の消耗品、カウンターパートの出張旅費（宿泊費）等において特に問題は生じていない。

技術面：カウンターパートは本プロジェクトにより知識・技術を身につけており、技術面の自立発展性は確保さ

れている。ただし、個々の教員は、自己の知識および技術のレベルアップをはかるため今後も努力する必要がある。また、教科書をはじめとする教材は常時改善のための見直しが必要である。なお、資機材の管理等は適切になされており、問題は認められない。

3. 効果発現に貢献した要因

- プロジェクト開始前には、リハビリテーション専門職養成のための4年制教育課程の許可はまだ得られていなかったが、2002年2月に首都医科大学リハビリテーション医学院に教育課程を設置することで国家教育部から認可が下りた。早期に許可が下りたことで、2002年9月からの学生募集が可能になった。
- 直接の活動ではないが、日本の学生が本センターで臨床教育を行ったことで、リハビリテーション医学院の教員が臨床教育の実例を視察できただけでなく、学生による症例報告会の開催、卒業研究の実施に積極的になった。

4. 問題点と問題を惹起した要因

2003年春、新型肺炎（SARS）の影響で活動がおおよそ2カ月中断した。第1期本邦研修員が帰国し、本格的に活動に参加しようとする重要な時期での中断で進捗が遅れが生じた。その後の関係者の努力により進捗遅延を挽回し、結果、おおむね計画どおりの進捗となっている。

5. 結論

本プロジェクトは4年制の専門職養成教育の確立という具体的な成果を遂げ、今後毎年40名程度の専門性の高い人材を養成していく体制がほぼ整った。成功の最大の要因はプロジェクト戦略の選択がよかったこと、計画にそって投入・活動が適切に実施されたことにある。本プロジェクトにより、上位目標を実現するための核となるべき人材を養成する4年制大学の基礎が確立した。評価5項目の観点からも本プロジェクトは優良プロジェクトと判断される。ただし、4年制大学が誕生し、プロジェクト目標は達成されたものの、今後一層の充実が必要である。特に教員の質・量は十分とはいえず、教務管理も強化が必要である。加えて、プロジェクトの成果を全国に展開・普及する方策を検討することにより、上位目標達成に向けて努力・貢献していくことが望まれる。

6. 提言

プロジェクト目標の達成をより強固にし、上位目標の達成をはかるには、以下の課題に取り組む必要がある。

- 作業療法士カリキュラムの国際基準認定を取得すること。

- 適切な教育のためには講義や実習指導の十分な事前準備が必要だが、カウンターパートが全員臨床業務と教育業務を兼務しているため、臨床業務と調整して十分な準備時間をとること。
- 教材の利用により明らかとなった内容の重複や不足などの改訂作業の準備を、時期をみて開始すること。
- 中国ではこれまで経験が少ないため、日本人専門家の援助・介入が求められていた臨床実習について、今後は自立的に運営すること。
- 教員の質向上のための評価体制を構築すること。
- 教員の質と量の一層の向上と教務管理を強化し、プロジェクトの成果を全国に展開していくこと。

7. 教訓

- 大学や学部等の新設プロジェクトでは、教育体制とあわせ教務管理の体制も検討する必要がある。
- 教員養成を目的にカウンターパートに対して1年間の本邦研修を実施したが、中国の4年制大学の教員は修士号以上の学位取得が必須であるとして、本邦研修の期間内に修士号を取得しなければならないとされた。1年間での修士課程修了は過重な負荷であり、4年制大学教員として必要な教育業務に関わる研修は十分にできなかった。以上のことから、本邦研修に際しては研修期間を考慮した明確な目標を設定し、日本・中国側双方が共有することが肝要である。

案件別事後評価の例

I プロジェクトの概要

- 国 名：タイ
- プロジェクト名：東北タイ牧草種子生産開発計画
- 分 野：農業
- 協力形態：技術協力プロジェクト
- 所轄部署：農村開発部第一グループ
- 協力金額：3.97 億円
- 先方関係機関：農業・協同組合省畜産振興局(DLD)、同局家畜栄養部 (AND)
- 協力期間：1999年8月～2004年8月
- 日本側協力機関：農林水産省

1. 協力の背景

タイ国では、主要農産物（米、キャッサバ）の国際価格低迷にともない、牛乳・乳製品・牛肉など、国内消費の伸びの著しい畜産物の生産拡大および生産コスト引き下げが計画されている。同国政府は家畜の飼育頭数増加に見合った飼料生産の増強と畜産物生産に要するコスト低減の重要性を認識しており、この活動の一環として東北タイのコンケン地域では、1975年からDLDによる農家の牧草種子生産が実施されている。タイの牧草種子の97%が同地域で生産されており、牧草種子生産は従来の稲作より収益性が高いため、農家でも牧草種子の生産拡大が望まれている。しかし、現在の牧草種子生産は種類・品質が限られている、牧草の栽培・管理および種子の収穫・調整技術の水準が低い、牧草種子の品質保証がなく品質改善が遅れている、牧草種子の市場が限定されている等の問題を抱えている。

このため、タイ国政府は東北タイ農民の所得向上と雇用機会の拡大をめざし、牧草種子生産および利用技術の改善を目的とした技術協力を日本政府に要請してきた。



種子生産のほ場調査

2. 協力の枠組み

(1) 上位目標

タイの畜産振興に必要な飼料が確保される。

(2) プロジェクト目標

タイ東北部の小規模畜産農家および種子生産農家が利用可能な牧草種子および適切な飼料の生産・利用・調整技術が開発される。

(3) 成果 (アウトプット)

成果1：優良牧草品種の評価選抜技術が開発される。

成果2：原種および流通種子の生産・収穫調整技術が開発される。

成果3：牧草種子の検査および品質管理技術が開発される。

成果4：良質粗飼料生産、調整および利用技術が開発される。

(4) 投入 (プロジェクト終了時)

日 本 側：長期専門家派遣：7名

短期専門家派遣：16名

研修員受入：13名

機材供与

ローカルコスト負担

相手国側：カウンターパート配置：20名

ローカルコスト負担

II 評価調査団の概要

調査者

藤井 稔 株式会社レックス・インターナショナル
 タニヤトーン・シングルアン 国際航業（タイランド）株式会社
 スチーワン・ヨイルロップ 国際航業（タイランド）株式会社

調査期間：2006年10月1日～2007年1月25日

評価の視点：

- ・技術協力期間終了から2年後のインパクトや自立発展性はどの程度発現しているか。
- ・より効率的・効果的な活動を実施するためにとるべき措置は何か。

III 評価結果の概要

1. 評価結果の要約

(1) インパクト

上位目標の達成：プロジェクトで選別した優良品種開発・育成の成果は、開発後、少なくとも3年の時間の経過が要求されるため、現時点では確認できなかった。しかし、2004～2007年で新種の牧草種子栽培面積および牧草生産量が拡大してきていることから、新種はタイの地域性に順調に適応して根付いてきていると判断できる。さらに、2004～2006年の統計では、タイ国内の畜産飼料の生産実績量は生産計画量を超えており、畜産飼料の供給は需要量を十分に満足していると判断できる。このことから、上位目標を順調に実現しつつあるといえる。

技術的インパクト：現在、AND主導で実施中のプロジェクトに参加しているほとんどのAND職員は、JICAプロジェクトのカウンターパートであり、プロジェクトから移転された技術・知識が活用されている。また、種子の品質管理に必要なガイドラインやその管理記録を客観的かつ体系的に行うことができる統一的な記録帳が、プロジェクトにおいて英語とタイ語で作成された結果、AND職員および種子農家にも広く普及して活用されている。

経済・財政的インパクト：牧草種子生産量が近年、タイ国内の需要を上回っている。余剰分の牧草種子は、プロジェクトもその運営をサポートしていた種子生産農家クラブ（以下、種子クラブ¹⁰）の農家からANDを通じて他国に輸出されており、その収益は地域の経済・財政面を強化してきている。

環境・社会的インパクト：終了時評価では、プロジェクトで供与された農業機械が従来のもの比べて、労働負荷の軽減および粉塵の削減といった正のインパクトがあると評価している。今回の調査においても、牧草種子および飼

料生産活動の現場において、これらのインパクトの継続が確認できた。

(2) 自立発展性

組織面：協力終了以降、カウンターパートの異動・離職等による人的流出がなく、自立発展性を確保する上での組織面の維持・安定が確保されている。

政策・制度面：タイの第10次国家経済社会開発計画では農業分野が重要視されており、牧草種子生産の相対的な位置づけも農産物の品質や量を確保する観点から高くなっている。

技術面：供与機材はANDの運営維持管理のもと、良好な状態で維持されている。また、その取扱説明書を含めた技術資料がタイ語でも作成された結果、地元農家にも広く利用されるようになり、プロジェクトの自立発展性拡大の重要な要素となっている。また、AND主導で実施中のプロジェクトにおいてJICAプロジェクトの技術的知識が十分活用されており、自立発展性の顕著な表れといえよう。

財務面：ANDの牧草育種開発のための年間予算は、農業・協同組合省の予算総額の0.4%以下である。しかしANDは前年度の育種開発支出額を上回る予算を毎年獲得しており、自立発展性の観点から評価できる。しかしながら、予算動向を示す具体的な将来計画は発表されておらず、その先行きについて留意が必要である。

2. プロジェクトの促進要因

(1) インパクト発現を促進した要因

種子クラブ：プロジェクトに参加したAND職員が、種子クラブを通じて農家への技術移転を行っている。また、農家にとって同クラブは種子生産および開発にかかわる技術的な交流場所となってきた。種子クラブの加盟農家数は増加しており、インパクトの拡大の重要な要素と評価することができる。

牛の飼養頭数増加：2003年の狂牛病再発は牛肉業界に大きな打撃を与え、タイ国内の牛肉生産量は2003年から2004年にかけて約4割下落したが、牛の飼養頭数は年々増加している。これは健康促進のための児童への牛乳配給や、西洋的食文化の浸透からチーズ・ヨーグルトなどの乳製品の消費量増加に起因する。この飼養頭数の増加は、上位目標の指標のひとつである「牧草の生産拡大」を引き続き高めている。

(2) 自立発展性を促進した要因

海外に輸出されるタイ産畜産物：タイ政府が進める「世界の台所」プロジェクトは、畜産製品をはじめとするタイ

10. 種子クラブは、タイの種子生産の大半を占める東北部の農家を中心に2003年に設立された。同クラブ設立後は、種子生産量と価格は市場状況に応じて同クラブの会合で決定されるようになり、種子農家の自立発展に貢献してきた。また、同クラブは、ANDと連携し農家に対して牧草種子生産および開発活動の促進をはかっている。

産食品の輸出拡大をはかっていく国家プロジェクトである。このプロジェクトを推進していくために、輸出用畜産物の生産に必要な牧草種子の国際品質の確保およびその基準管理をANDが担うことになった。その結果、本プロジェクトで移転した種子検査および品質管理技術能力がさらに活用されるようになった。

現地語での資料作成：効果的な牧草種子生産活動を実施していくために、技術マニュアルやガイドラインがタイ語でも作成された結果、農家を含んだ現場レベルまで幅広く利用されることになった。これはインパクト発現に加え、自立発展性の双方に寄与する要因となっている。

3. プロジェクトの阻害要因

(1) インパクト発現を阻害した要因

該当なし

(2) 自立発展性強化を阻害した要因

該当なし

4. 結論

プロジェクトから移転された技術および知識は、カウンターパートだけでなく、種子クラブ等を通して波及し広く活用されている。また、現在ANDが主導して実施しているプロジェクトにおいては、JICAプロジェクトのカウンターパートのほとんどが参加しており、プロジェクトで導入した記録帳を使って良質な種子生産を行っている。供与された農業機械も十分活用されており、効率的で効果的に種子栽培面積の拡大および種子生産量の増大につながっている。自立発展性に関しては、技術面および組織面が高く評価された。技術面では、プロジェクトで準備した技術マニュアル等がタイ語でも作成されたため、種子生産者である種子農家まで浸透しており、自立発展性を促進する要因となった。そのため、草の根レベルの農家まで種子品質管理技術およびその重要性を効果的かつ効率的に理解してもらうことが可能になった。また組織面においては、協力

終了以降、カウンターパートの異動・離職等による人的流出がなく、移転された技術・知識を活用した種子生産活動がANDで維持されている。これらを勘案し、プロジェクト終了後のインパクトや自立発展性は総じて高いと判断できる。

5. 提言

- プロジェクトで作成されたマニュアルやガイドライン、ANDと種子クラブが共同で開催している技術研修プログラムは、自立発展性の確保に重要な役割を果たしてきた。将来、この自立発展性をさらに維持していくためには、種子生産農家や種子市場のニーズに合わせて必要に応じて改訂していくことも望まれる。
- 持続性のある牧草種子生産の観点から、変動する畜産物の消費需要に合わせた中長期的な牧草種子の将来計画を検討し、必要予算を確保することが望まれる。
- 牧草種子の品質と生産性のさらなる向上のために、ANDと種子クラブは引き続き強い連携を保つ必要がある。

6. 教訓

- 農業開発プロジェクトでは、その技術的効果の発現に数年かかる場合があるため、事後評価は、協力終了時から一定時間の経過後に実施することが望ましい。
- 現在のJICA専門家派遣制度では通常2年間の派遣期間であり、プロジェクト成果を現場で一貫して確認できないことがある。そのため、プロジェクトの専門家配置計画には十分留意し、現場で成果を一貫して確認できるような工程や、当該専門家の後任が確実にフォローできる体制を事前に計画する必要がある。
- 農家などの現場での技術移転および普及を行う協力案件では現地語の資料作成はたいへん有用である。

7. フォローアップ状況

なし